

## ～ 河北町就学援助制度のお知らせ ～

河北町では、児童生徒が小・中学校に通学するうえで、経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費・修学旅行費などを援助する就学援助制度を設けています。

就学援助費を必要とする特別の状況や理由のある方は、地区担当の民生・児童委員や学校に相談し申請してください。教育委員会では、学校や民生・児童委員の意見、収入や家庭状況などをもとに支給を決定します。

なお、既に就学援助を受けている方も申請は毎年度必要になります。改めて申請書を提出していただく必要がありますので、提出し忘れることのないようご注意ください。

### 《援助の対象となる方》

河北町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記①～④のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた方
  - ・生活保護が停止または廃止
  - ・世帯全員の町民税の非課税または減免
  - ・個人事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免
  - ・児童扶養手当の支給
  - ・生活福祉資金貸付制度による貸付け
- ③ 上記②以外の方で、次のいずれかに該当する方
  - ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
  - ・保護者の職業が不安定または学校納付金の納付状態や被服等が悪く、学用品等に不自由しているなど、経済的理由により生活状態が極めて悪いと認められる方
  - ・PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている方
  - ・経済的理由による欠席日数が多い場合
- ④ 上記①～③以外の方で、世帯全員の所得合計額が別表1の所得基準額を下回る方のうち、特に援助を必要と認める状態にある方

【別表1 所得基準額】

| 世帯人員数 | 所得基準額（万円） |
|-------|-----------|
| 2人    | 102       |
| 3人    | 137       |
| 4人    | 172       |
| 5人    | 207       |
| 6人    | 242       |

ひとり親世帯のときは、上記金額に26万円を加算します。

世帯人員が6人を超えるときは、1人増すごとに35万円を242万円に加算します。

### 《申請方法》

- ① 申請書に記入（申請書の入手先：教育委員会学校教育課・各学校・町HP）
  - ② 記入した申請書を持って、お住まいの地区の民生・児童委員と相談  
→1次締切：令和7年1月24日（金） 2次締切：随時
  - ③ 学校に申請書を提出
- ※ 新入学児童生徒学用品費の支給については、別途申請が必要になり、締切日も異なります。（令和7年度新1年生分の受付は終了しました。）
- ※ 申請された方全員に支給されるものではありません。ご提出いただいた申請書をもとに、所得状況等を勘案し教育委員会で決定いたします。

【裏面もご覧ください。】

## 《児童生徒就学援助費の種類》

| 支給費目        | 援 助 内 容                                           | 支給時期等                     |
|-------------|---------------------------------------------------|---------------------------|
| 学用品費        | 通常の学習に必要な学用品の購入に要する費用（実験及び実習の材料費を含む）              | 7月、12月の2回に分けて支給           |
| 通学用品費       | 通学のために必要とする靴、傘、帽子等の購入に要する費用                       | 7月、12月の2回に分けて支給           |
| 校外活動費       | 校外活動（学校行事）の交通費や見学科                                | 実績で年度末支給                  |
| 新入学児童生徒学用品費 | 第1学年において通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要する費用                 | 3月（入学前）もしくは5月に支給          |
| 修学旅行費       | 修学旅行へ参加するために直接必要な経費（交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など）          | 修学旅行実施後、費用の精算後に支給         |
| 医療費         | トラコーマ、結膜炎、白せん、中耳炎、う歯、慢性副鼻腔炎、寄生虫病などの治療費で保護者が負担する費用 | 児童生徒は医療券で受診し、町で直接医療機関に支払い |
| オンライン学習通信費  | オンライン学習に要する通信費用                                   | 7月、12月の2回に分けて支給           |

## 《児童生徒就学援助費支給額》

| 支 給 費 目        |      | 小学校（年額） | 中学校（年額） | 備考               |
|----------------|------|---------|---------|------------------|
| 学 用 品 費〔準〕     |      | 11,630円 | 22,730円 |                  |
| 通 学 用 品 費〔準〕   |      | 2,270円  | 2,270円  | 第1学年を除く          |
| 校外活動費〔準〕       | 宿泊無し | 1,600円  | 2,310円  | 実績による限度額         |
|                | 宿泊有り | 3,690円  | 6,210円  | 実績による限度額         |
| 新入学児童生徒学用品費〔準〕 |      | 57,060円 | 63,000円 | 第1学年のみ<br>別途申請必要 |
| 修 学 旅 行 費〔要・準〕 |      | 22,690円 | 60,910円 | 実績による限度額         |
| 医 療 費〔要・準〕     |      | 実 費     | 実 費     |                  |
| オンライン学習通信費〔準〕  |      | 15,000円 | 15,000円 |                  |

※ 〔要・準〕は要保護・準要保護の両方対象 / 〔準〕は準要保護のみ対象

※ 年度途中での認定の場合の支給額は、日割りで算出となります。

※ 経済状況の好転等で認定要件を欠くことになったときは、認定は取り消しとなります。その際、既に支給した援助費の一部を返還していただく場合があります。

## 《お問い合わせ先》

◇通学される各小中学校     ◇ 地区担当の民生・児童委員  
◇河北町教育委員会 学校教育課教育総務係   TEL：0237-71-1136